

保健福祉部からの
お知らせ



児童手当制度の拡充について

○児童手当制度

平成19年4月から児童手当制度が拡充され、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が一律月1万円に拡充されました。

今回の制度改正により現在受

先の窓口へお問い合わせください。
いの市町村（公務員の方は勤務地）の窓口へお問い合わせください。

い。

【お問い合わせ先】

鹿児島県保健福祉部
子ども課児童育成係

TEL：099-286-2763
FAX：099-286-5560
メール：

jidou@pref.kagoshima.lg.jp

不妊にお悩みの御夫婦へ

支援策を充実！

○不妊治療費助成事業

平成19年4月から不妊治療（体外受精及び顕微授精（ただし、卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除きます））に

①助成額

1回の治療につき10万円まで
の助成を**1年度当たり2回まで**
受けすることができます。

②所得制限

夫婦の前年（1月から5月までの申請については、前々年の所得の合計額が**730万円未満**の場合に助成の対象になります。

※申請先はお住まいの地域を管轄する県の保健所になります。（なお、鹿児島市にお住まいの方は市の保健所（TEL／099-258-2321）へお

要した費用を助成する制度が以下のとおりに拡充されました。

①助成額
1回の治療につき10万円まで
の助成を**1年度当たり2回まで**
受けすることができます。

尋ねください。

※申請期限は治療が終了した日の属する年度内ですが、制度の適切な運用を図るため、治療終了後、速やかに申請してください。

○不妊専門相談センター事業 (無料)

県では不妊に関する相談窓口を下欄のように設けて、様々な御相談をお受けしています。

お気軽にご利用ください（相談内容等のプライバシーは厳守されます）。

	窓 口	鹿児島大学病院
専 門	電話相談	毎週月・金曜日（午後3時～午後5時）
	面接相談	毎週月曜日（午後3時～午後5時）※事前に予約が必要です
連絡先		099-275-6839（専用電話）
内 容		不妊の検査・治療方法、不妊に関する専門的な相談、不妊に伴う悩みや不安等の相談
一 般	窓 口	県の各保健所
	日 時	電話相談、面接相談とともに 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで (ただし、年末年始等の閉庁日は除きます)
	内 容	不妊に関する一般的な相談、不妊治療費助成制度、不妊に伴う悩みや不安等の相談

【お問い合わせ先】鹿児島県 保健福祉部 子ども課 母子保健係
TEL：099-286-2775 FAX：099-286-5560
メール：boshi@pref.kagoshima.lg.jp